

教育旅行を実施されるお客様へ

【新型コロナウイルス感染症防止対策に対応した森のホテルガイドライン】

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、日本国内の感染の状況について、「諸外国の例をみても、今後地域において、感染源(リンク)が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に変わりありません。このような認識を前提として、各学校様においては、各地域の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すようご協力の程お願い申し上げます。

◇感染症対策について

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、対策を行って参ります。

①ホテルの感染症防止対策

感染症対策のポイントを踏まえ、以下のような取り組みを実施しております。

1) 感染源を絶つこと

- ◎ スタッフの定期的な手洗い・うがい、アルコール消毒の実施
- ◎ 入社時の検温実施(37.5℃以上の発熱が見られるスタッフは入社不可)
- ◎ 発熱・咳・倦怠感のあるスタッフは出勤を避け、医療機関を受診
- ◎ スタッフのマスク着用
- ◎ ユニフォームや衣類のこまめな洗濯の実施
- ◎ 休日も含め、不要不急以外の外出の自粛(密度の高いエリアへ行かない)
- ◎ 同居者にコロナウイルス発症が疑われる場合、入社不可

2) 感染経路を絶つこと- i

- ◎ 《アルコールスプレー館内設置場所》客室内、トイレ、玄関、レストラン入口
- ◎ 館内の定期的な換気(パブリックスペース、レストラン等)
- ◎ 客室に空気清浄機の設置

そのほか、客室やトイレ、大浴場、パブリックスペース等、児童生徒様・教職員様等が利用する場所のうち、特に多くの方が手を触れる箇所(ドアノブ・手すり・スイッチ等)は、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行っております。

また抗原検査キットを備品としてご用意しております。

感染経路を絶つこと- ii

スタッフ感染防止対策として、次に該当する児童生徒様のご対応、病院送迎は行いません予めご了承下さい。

- ◎ 37.5℃以上の発熱・咳の症状が発症している児童生徒様の病院への送迎ならびにご滞在の継続
- ◎ 37.5℃以上の発熱・咳の症状が発症している児童生徒様が待機している客室への出入り(直接接触を避けるため、部屋の入口前までのご対応と致します)

ケガ、アナフィラキシーショック症状、持病疾患での急病発症の場合は、病院への送迎または救急車対応を通常通り実施致します。

②学校様への感染症対策のお願い

感染症対策のポイントを踏まえ、以下のような取り組みへのご協力をお願い致します。

1) 感染源を絶つこと- i

教育旅行実施の事前準備として、ご参加されるお客様は、以下のご対応をお願い致します。

- ◎ 出発日1週間前より、ご参加される皆様(児童生徒様・教職員様・旅行会社ご担当者様等)の検温・健康観察の実施
- ◎ 同居されているご家族様に、発熱、咳、味覚異常障害等の症状が続いている(コロナウイルス発症に酷似した症状)方がいらっしゃるかの問診
- ◎ 宿泊時において、児童生徒様が他者との相部屋になること、参加されている児童生徒様が万が一ご参加できない状況下になった場合にお迎えにお越しになれること、2点の同意を保護者の皆様から得ていただく

感染源を絶つこと- ii

次の状況により、児童生徒様・教職員様等については、非常に残念ではございますが、ご参加を見合わせ下さいますようお願い致します。

- ◎ 出発当日の7日 前～当日出発時に 37.5℃以上の発熱や体調不良がある
- ◎ 発熱、咳、味覚異常障害等の症状が続いている(コロナウイルス発症に酷似した症状)
- ◎ 同居されているご家族様も同様に、発熱、咳、味覚異常障害等症状が続いている(コロナウイルス発症に酷似した症状)方がいらっしゃる場合
- ◎ ご本人様および同居されているご家族様が濃厚接触者となってしまった場合

2) 感染経路を絶つこと

集団感染・接触感染防止に伴い、以下のご協力をお願い致します。

◎ 入館前、入館時に検温の実施

◎ 手洗い・うがい、咳エチケットの徹底

◎ アルコール消毒の徹底：入館時、食事前、トイレ利用後

※アルコールのアレルギーによりご使用ができない児童生徒様につきましては、必ず教職員様立ち合いの元、手洗い実施をお願い致します。

◎ 密の環境になる状況でのマスク装着(飛沫感染防止のため、大声で話さない)

◎ 定期的な換気の実施(換気係さん等、担当する児童生徒様を設けていただき、客室の窓を開放する時間を作る)

◎ トイレご利用の際には、常時換気扇は止めない、必ず使用後蓋を閉める

◎ 個人の持参したタオルを使用する(共有をしない)

3) ソーシャルディスタンス

密度軽減のため、行程時間の分割対応を推奨致します。また食事席につきましてもお気軽にご相談下さい。皆様が安心してご滞在できるよう、ご対応致します。

※状況によりご希望に沿えない場合もございます。ご理解の程お願い申し上げます。

◎ 売店・入浴時間の交代制(例:グループを少人数に分けて実施する、時間を分割する)

※入込人員目安:50%削減

4) 抵抗力を高めること

ご宿泊を快適にお過ごしいただく一環として、食事をしっかりと摂っていただく、十分な睡眠時間の確保を推奨しております。

③行政からの指導～コロナウイルス感染(陽性)が発症してしまったら～

窓口となる教職員様方を選出いただき、ご対応を行っていただきます。

ホテル側から医療機関へのご連絡や送迎等はいりません。

【受診方法】

1. 発熱等の場合、最寄りのかかりつけ医や医療機関に電話相談
2. 最寄りのかかりつけ医や医療機関に電話相談できない場合は受診・相談センターへ連絡
(栃木県新型コロナウイルスコールセンター)

●栃木県新型コロナウイルスコールセンター Tel 0570-052-092 …24時間対応(土日祝可)

(相談内容)

1. 新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること
2. 発熱などの症状があり、かかりつけ医や最寄りの医療機関に連絡できないときに受診できる医療機関を知りたいとき

【受診・相談センターが相談者に伝える情報】

- ・相談者の住所近辺の受診可能な医療機関（医療機関名、所在地、電話番号、診療時間）
- ・診療時間に注意し、まずは医療機関に電話してから時間内に受診すること
- ・検査の可否は、医師の判断となること

●厚生労働省電話相談窓口 Tel 0120-56-5653（フリーダイヤル）

…午前9時～午後9時まで対応（土日祝可）

コロナウイルス感染が疑わしい状況の場合、保護者様へご連絡いただきご帰宅を推奨しております。

- ◎ 退館後、栃木県県西健康福祉センターの指導に基づき、消毒等を実施します
- ◎ 陽性濃厚接触者に該当する皆様には、依頼により、その後の調査にご協力をお願い致します